

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) 三二三^ハ
 岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (県産材流通課) 三二三

告 示

道路の供用開始 (道路維持課) 三二四
 土砂災害警戒区域の指定解除 (砂防課) 三二四
 土砂災害特別警戒区域の指定解除 (同) 三二五
 土砂災害警戒区域の指定 (同) 三二五
 土砂災害特別警戒区域の指定 (同) 三二八
 公 示 (農地整備課) 三二〇
 土地改良事業の工事の完了

規 則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十一号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三県事務所長の部四十三の項第二十四号及び同表岐阜地域福祉事務所長の部六の項第四十三号中「実地検査を」の下に「させ、又は同条ただし書の規定により必要な報告を求め、若しくは当該職員に関係者に対して質問」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第五十二号

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県林業・木材産業改善資金貸付規則(平成十五年岐阜県規則第九十八号)の一部

を次のように改正する。

第四条第三項中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年七月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	美濃戸線	美濃市大字安毛字水神山七七一番二地先から同市大字同字同 七七 一番九地先まで	二〇七	令和 五・七・二	令和 三・三・二

岐阜県告示第三百一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年七月十一日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延長（メートル）	供用開始の期日	備考（区域の決定又は変更の告示年月日ほか）
県道	田之上井線	瑞穂市森字村前三〇〇番地先から同市同字村内二九九番二地先まで	三・七	令和 五・七・二	令和 四・三・一八

岐阜県告示第三百二号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二百八十一号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

令和五年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西山	岐阜市山県北野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山県谷	岐阜市山県北野	次の図のとおり	土石流
小脇谷1	岐阜市三輪	次の図のとおり	土石流
小脇谷2	岐阜市三輪	次の図のとおり	土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百三三号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十六年岐阜県告示第七百八号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第六項において準用する同條第四項の規定により告示する。

令和五年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滝洞	岐阜市岩田坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百三三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十五年岐阜県告示第二百八十三号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同條第九項において準用する同條第四項の規定により告示する。

令和五年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用する想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
-------	--------	-----------------------------	---------------------

西山	岐阜市山県北野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山県谷	岐阜市山県北野	次の図のとおり	土石流
小脇谷1	岐阜市三輪	次の図のとおり	土石流
小脇谷2	岐阜市三輪	次の図のとおり	土石流

岐阜県告示第三百五五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十六年岐阜県告示第七百十号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同條第九項において準用する同條第四項の規定により告示する。

令和五年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用する想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
滝洞	岐阜市岩田坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同條第四項の規定により告示する。

令和五年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
西山	岐阜市山県北野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝洞	岐阜市岩田坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加野3	岐阜市加野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩滝東1丁目1	岐阜市岩滝東1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩滝東2丁目1	岐阜市岩滝東2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩滝東2丁目2	岐阜市岩滝東2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩滝東3丁目1	岐阜市岩滝東3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井4	岐阜市岩井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井5	岐阜市岩井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井6	岐阜市岩井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井7	岐阜市岩井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井8	岐阜市岩井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加野1丁目1	岐阜市加野1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加野1丁目2	岐阜市加野1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加野2丁目1	岐阜市加野2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加野3丁目1	岐阜市加野3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
出屋敷5	岐阜市出屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
出屋敷6	岐阜市出屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山県岩9	岐阜市山県岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山県岩10	岐阜市山県岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山県岩11	岐阜市山県岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山県岩12	岐阜市山県岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸諏訪1	岐阜市太郎丸諏訪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸諏訪2	岐阜市太郎丸諏訪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三輪1	岐阜市三輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三輪2	岐阜市三輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸1	岐阜市太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸2	岐阜市太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸3	岐阜市太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸4	岐阜市太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸5	岐阜市太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸6	岐阜市太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸7	岐阜市太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸8	岐阜市太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福富5	岐阜市福富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福富6	岐阜市福富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福富7	岐阜市福富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福富8	岐阜市福富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井2丁目1	岐阜市岩井2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井3丁目1	岐阜市岩井3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井3丁目2	岐阜市岩井3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三田洞9	岐阜市三田洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三田洞10	岐阜市三田洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三田洞東1丁目1	岐阜市三田洞東1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三田洞東4丁目1	岐阜市三田洞東4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三田洞東4丁目2	岐阜市三田洞東4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三田洞東1丁目2	岐阜市三田洞東1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二百七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十一年法律第五十七号）第九条第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和五年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
山県北野 2	岐阜市山県北野	次の図のとおり	土石流
栗野東 1	岐阜市栗野東	次の図のとおり	土石流
福富 1	岐阜市福富	次の図のとおり	土石流
岩井 1	岐阜市岩井	次の図のとおり	土石流
長良古津 1	岐阜市長良古津	次の図のとおり	土石流
安食 1	岐阜市安食	次の図のとおり	土石流
岩崎 1	岐阜市岩崎	次の図のとおり	土石流
打越 1	岐阜市打越	次の図のとおり	土石流
三田洞 1	岐阜市三田洞	次の図のとおり	土石流
奥 1	岐阜市奥	次の図のとおり	土石流
難倉 1	岐阜市難倉	次の図のとおり	土石流
秋沢 1	岐阜市秋沢	次の図のとおり	土石流
則松 1	岐阜市則松	次の図のとおり	土石流

三輪 2	岐阜市三輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三輪 1	岐阜市三輪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸諏訪 2	岐阜市太郎丸諏訪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸諏訪 1	岐阜市太郎丸諏訪	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山県岩 12	岐阜市山県岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山県岩 11	岐阜市山県岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山県岩 10	岐阜市山県岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山県岩 9	岐阜市山県岩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
出屋敷 6	岐阜市出屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
出屋敷 5	岐阜市出屋敷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加野 3 丁目 1	岐阜市加野 3 丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加野 2 丁目 1	岐阜市加野 2 丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加野 1 丁目 2	岐阜市加野 1 丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加野 1 丁目 1	岐阜市加野 1 丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井 8	岐阜市岩井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井 7	岐阜市岩井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井 6	岐阜市岩井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井 5	岐阜市岩井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井 4	岐阜市岩井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩滝東 3 丁目 1	岐阜市岩滝東 3 丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩滝東 2 丁目 2	岐阜市岩滝東 2 丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩滝東 2 丁目 1	岐阜市岩滝東 2 丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩滝東 1 丁目 1	岐阜市岩滝東 1 丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
加野 3	岐阜市加野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝洞	岐阜市岩田坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西山	岐阜市山県北野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

長良竜東町5丁目1	岐阜市長良竜東町5丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長良竜東町3丁目1	岐阜市長良竜東町3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長良雄総1	岐阜市長良雄総2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三田洞東1	岐阜市三田洞東1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三田洞東1丁目2	岐阜市三田洞東1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三田洞東4丁目2	岐阜市三田洞東4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三田洞東4丁目1	岐阜市三田洞東4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三田洞東1丁目1	岐阜市三田洞東1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三田洞10	岐阜市三田洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三田洞9	岐阜市三田洞	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井3丁目2	岐阜市岩井3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井3丁目1	岐阜市岩井3丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩井2丁目1	岐阜市岩井2丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福富8	岐阜市福富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福富7	岐阜市福富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福富6	岐阜市福富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
福富5	岐阜市福富	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸8	岐阜市太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸7	岐阜市太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸6	岐阜市太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸5	岐阜市太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸4	岐阜市太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸3	岐阜市太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸2	岐阜市太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
太郎丸1	岐阜市太郎丸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長良竜東町4丁目1	岐阜市長良竜東町4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長良1	岐阜市長良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長良2	岐阜市長良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長良3	岐阜市長良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
粟野西8丁目1	岐阜市粟野西8丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
粟野西7丁目1	岐阜市粟野西7丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城田寺1	岐阜市城田寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城田寺2	岐阜市城田寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城田寺3	岐阜市城田寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城田寺4	岐阜市城田寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城田寺5	岐阜市城田寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城田寺6	岐阜市城田寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
打越1	岐阜市打越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
打越2	岐阜市打越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
打越3	岐阜市打越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
打越4	岐阜市打越	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上土居1	岐阜市上土居	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石谷7	岐阜市石谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野南9丁目1	岐阜市日野南9丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野西4丁目1	岐阜市日野西4丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安食1	岐阜市安食	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
彦坂6	岐阜市彦坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
彦坂7	岐阜市彦坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
彦坂8	岐阜市彦坂	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
岩田東1丁目1	岐阜市岩田東1丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
粟野西6丁目1	岐阜市粟野西6丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

栗野西 6 丁目 2	岐阜市栗野西 6 丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中西郷 1	岐阜市中西郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芥見 3	岐阜市芥見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芥見 4	岐阜市芥見	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大洞桐が丘 1 丁目 1	岐阜市大洞桐が丘 1 丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芥見海戸山 1	岐阜市芥見海戸山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芥見 6 丁目 1	岐阜市芥見 6 丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
芥見 6 丁目 2	岐阜市芥見 6 丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大洞 1 丁目 3	岐阜市大洞 1 丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松山町 1	岐阜市松山町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長森岩戸 1	岐阜市長森岩戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長森岩戸 2	岐阜市長森岩戸	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
琴塚 4 丁目 1	岐阜市琴塚 4 丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
秋沢 1	岐阜市秋沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
則松 3	岐阜市則松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
則松 4	岐阜市則松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
則松 5	岐阜市則松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小脇谷 2	岐阜市三輪	次の図のとおり	土石流
三田洞東 1 丁目 1	岐阜市三田洞東 1 丁目	次の図のとおり	土石流
山県北野 1	岐阜市山県北野	次の図のとおり	土石流
山県北野 2	岐阜市山県北野	次の図のとおり	土石流
福富 1	岐阜市福富	次の図のとおり	土石流
岩井 1	岐阜市岩井	次の図のとおり	土石流
安食 1	岐阜市安食	次の図のとおり	土石流
打越 1	岐阜市打越	次の図のとおり	土石流
三田洞 1	岐阜市三田洞	次の図のとおり	土石流

令和五年七月十一日発行

発行者
岐阜市

発行所
岐阜市
岐阜市
岐阜市
岐阜市

岐阜市数田南二丁目一番一号

編集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社

公 示

所及び岐阜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

奥 1	岐阜市奥	次の図のとおり	土石流
秋沢 1	岐阜市秋沢	次の図のとおり	土石流
則松 1	岐阜市則松	次の図のとおり	土石流

土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和五年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	鐘付第 2 地区	令和五・四・二一

土地改良事業の工事が完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和五年七月十一日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
ため池等整備事業	碓 地 区	令和五・五・三一